

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

第 7 回 廿 日 市 市 議 会 議 案  
( 第 4 回 臨 時 会 )

廿 日 市 市



## 第7回廿日市市議会議案目次

|        |                                      |    |
|--------|--------------------------------------|----|
| 報告第25号 | 専決処分事項の報告について                        | 1  |
| 報告第26号 | 専決処分事項の報告について                        | 3  |
| 報告第27号 | 専決処分事項の報告について                        | 5  |
| 議案第87号 | 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例               | 7  |
| 議案第88号 | 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  | 11 |
| 議案第89号 | 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 15 |



報告第 2 5 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

広島県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約

広島県市町総合事務組合規約（昭和 3 5 年指令地第 8 0 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 世羅三原斎場組合の項を削る。

別表第 2 中「、世羅三原斎場組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 専決処分年月日 令和 2 年 1 0 月 1 9 日

(参考事項)

広島県市町総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合同規約の変更をすることについて協議があったので、専決処分したものである。

報告第 2 6 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 1 8 4 , 4 2 6 円

債 権 者

( 1 3 5 , 3 6 6 円 )

広島市佐伯区湯来町大字伏谷 2 1 番地 1 9 8

有限会社 オフィスタカキ ( 4 9 , 0 6 0 円 )

代表取締役 山 本 明 子

2 専決処分年月日 令和 2 年 1 1 月 2 日

(参考事項)

令和２年９月２５日市職員の行為によって発生した車両等損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。



報告第 2 7 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、  
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 1 1 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 4 0 , 6 8 9 円

2 専決処分年月日 令和 2 年 1 0 月 2 2 日

(参考事項)

令和２年９月２０日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う  
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 87 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 11 月 24 日

廿日市市長 松 本 太 郎

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第5項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項及び第5項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「除く。）には」の次に「、令和3年3月31日までの間」を加える。

(職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「除く。）には」の次に「、令和3年3月31日までの間」を加える。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告などを考慮し、職員の期末手当の支給割合を改定するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 88 号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 11 月 24 日

廿日市市長 松 本 太 郎

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。



(提案理由)

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、この条例案を提出するものである。



議案第 89 号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 2 年 11 月 24 日

廿日市市長 松 本 太 郎

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項及び第26条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の給与に関する条例の期末手当の支給割合が改定されることを考慮し、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を、一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて改定するため、この条例案を提出するものである。